

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2～7〔略〕</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>～〔略〕</p> <p>職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>・〔略〕</p> <p>9・10〔略〕</p> <p>11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>12・13〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>2～7〔略〕</p> <p>8〔同左〕</p> <p>～〔略〕</p> <p>職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>・〔略〕</p> <p>9・10〔略〕</p> <p>11〔同左〕</p> <p>雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>12・13〔略〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 雇用保険法の一部改正について

現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能等の強化のため、雇用保険法の一部が改正され、非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲が拡大された。

非正規労働者の雇用保険適用範囲	根拠規定
【旧】週所定労働時間が20時間以上で <u>6か月以上</u> の雇用見込みがあること。	雇用保険法に規定なし（業務取扱要領で規定）



非正規労働者の雇用保険適用範囲	根拠規定
【新】週所定労働時間が20時間以上で <u>31日以上</u> の雇用見込みがあること。	雇用保険法に新たに規定（第56条の2） 従前の第56条の2は第56条の3に移動